

# 出雲市消防団改革推進委員会

【報酬・手当資料】

## 目 次

|  |    |
|--|----|
| ○消防団員の報酬等の基準の策定等について(消防庁通知) . . . . .  | 1  |
| ○出雲市消防団の業務及び費用弁償に関する要綱 . . . . .       | 11 |
| ○団員報酬比較 . . . . .                      | 16 |
| ○消防団の階級と職務 . . . . .                   | 18 |
| ○消防団員の報酬引き上げに係る予算額の試算 . . . . .        | 19 |
| ○年額報酬改定案 . . . . .                     | 20 |
| ○出場報酬改定案 . . . . .                     | 21 |
| ○県内市町村の出場手当比較表 . . . . .               | 22 |
| ○令和4年度地方交付税措置の検討状況について(情報提供) . . . . . | 23 |

## 非常勤消防団員の報酬等の基準

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準を次のように定める。

第1 非常勤消防団員の報酬の種類は、出勤回数によらず年額により支払われる年額報酬及び出勤に応じて支払われる出勤報酬の二種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

第2 年額報酬の額は、「消防団員の階級の基準」（昭和39年消防庁告示第5号）に定める「団員」階級の者については、年額36,500円を標準とする。「団員」より上位の階級にある者等については、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第3 出勤報酬の額は、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）に関する出勤については、1日当たり8,000円を標準とする。災害以外の出勤については、市町村において、出勤の態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第4 上記に掲げる報酬のほか、出勤に伴い実費が生じることも踏まえ、消防団員の出勤に係る費用弁償については、必要額を措置する。

第5 報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

## 非常勤消防団員の報酬等の基準に係る留意点について

非常勤消防団員の報酬等の基準（以下「基準」という。）に掲げる事項については、以下の点に留意すること。

### ・基準全体について

この基準は、令和4年4月1日から適用すること。ただし、特に第5の支給方法については、従前より消防庁から助言していることも踏まえ、市町村において前倒しで実施することが望ましいこと。

### ・第1について

報酬の種類については、報酬が勤務に対する反対給付であることに鑑み、即応体制をとるために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する基本給的な性格を持つ年額報酬と、出勤に応じた成果給的な報酬としての出勤報酬の二種類を定めていること。

### ・第2について

年額報酬の額については、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、「団員」より上位の階級にある者や機能別団員等の年額報酬については、市町村において業務の負荷や職責等を勘案して均衡のとれた額を定めること。

### ・第3について

出勤報酬の額については、年額報酬と同様、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額等（出勤に係る費用弁償の額を含む。）を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、災害以外の出勤については、標準額と比較して業務の負荷や活動時間等を勘案して均衡のとれた額を定めること（均衡をとる観点から、警戒・訓練等について、標準額を下回る額を定めることは差し支えない）。

短時間の出勤や日付をまたぐ出勤、1日に複数回の出勤といった場合の取扱いについても、基本的には、業務の負荷や活動時間等を勘案し、標準額と比較して均衡をとりつつ、具体的な取扱いについては、各市町村において定めること。

ただし、大規模災害等で出勤が長期間にわたる場合には、出勤報酬の支給単位は出勤日数に関わらず「1回」とするのではなく、「1日」とすることが適当であること。さらに、この場合の出勤報酬の額は、標準額と均衡をとりつつも、市町村の判断で更に引き上げることも差し支えないこと。

・第4について

消防団員の出勤に係る費用弁償については、地域の実情に応じて各市町村において定めることとし、その際には、他の非常勤職員の費用弁償の例によることが適当であること。

・第5について

報酬及び費用弁償については、団員個人に直接支給すること。

団（分団・部等を含む。以下同じ。）経由で団員個人に支給することも、透明性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。

一部の団員については個人に直接支給し、その他の団員については団に支給する等の方法も、団員間の公平性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。

各都道府県知事 } 殿  
各指定都市市長 }

消 防 庁 長 官

### 消防団員の報酬等の基準の策定等について

消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、消防団員数は2年連続で1万人以上減少しているという危機的な状況であり、今後数年間で80万人を割り込むおそれもある極めて憂慮すべき事態となっています。消防庁では、このままでは消防団員の減少に歯止めがかからず、地域防災力が低下し、ひいては地域住民の生命・身体・財産の保護に支障をきたすという、これまで以上に強い危機感のもと、講ずべき対策を検討するため、「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催することとしました。同検討会では昨年12月から本年3月まで、まずは消防団員の適切な処遇のあり方について議論を行ってきたところですが、今般、同検討会における中間報告が別添参考1のとおり取りまとめられました。

消防庁では、中間報告を踏まえ、出動報酬の創設や、年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上など、消防団員の処遇の改善に向け今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項を下記のとおり取りまとめました。

つきましては、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）にあつては、本通知の内容や、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条において「国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする」とされていることを踏まえて適切に取り組んでいただくとともに、都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村に対して、消防団員の処遇の改善等について積極的な取組を行うよう周知し、適切に助言されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

- 1 消防団員の処遇の改善を図るため、別紙1のとおり、「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下本通知において「基準」という。）を定めたので、この基準及び別紙2の留意点を踏まえ、各市町村において、消防団員の報酬等の見直しを検討すること。
- 2 本来団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出動報酬等）と、消防団や分団の運営に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）は適切に区別し、それぞれを各市町村において適切に予算措置すべきであること。
- 3 各市町村においては、消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。条例については、令和4年3月末日までに改正し、同年4月1日から施行すること。予算については令和4年度当初予算から必要な額を計上すること。
- 4 基準の制定にあわせ、「〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）」（昭和四十年七月一日自消乙教発第七号）を別紙3のとおり改正するので、各市町村においては条例の改正にあたり参考にされたいこと。
- 5 出動報酬の創設に伴う課税関係については、国税庁と協議のうえ、追って消防庁から通知することとしていること。
- 6 出動報酬の創設等に伴い、地方財政措置については、令和4年度から基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしていること。

以上

〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）の一部を改正する条例（例）

〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）（昭和四十年七月一日自  
消乙教発第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。



改正後

(服務規律)

第八条 団員は、団長の招集によつて出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところにしたがい、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

(報酬)

第十二条 団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。

2) 団員には、次により年額報酬を支給する。

|      |    |   |
|------|----|---|
| 団長   | 年額 | 円 |
| 副団長  | 年額 | 円 |
| 分団長  | 年額 | 円 |
| 副分団長 | 年額 | 円 |
| 部長   | 年額 | 円 |
| 班長   | 年額 | 円 |
| 団員   | 年額 | 円 |

3) 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により出勤報酬を支給する。

|       |       |   |
|-------|-------|---|
| 災害の場合 | 一日につき | 円 |
| 警戒の場合 | 一日につき | 円 |
| 訓練の場合 | 一日につき | 円 |
| 〇〇の場合 | 一日につき | 円 |

第十三条 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、費用弁償を支給するものとし、その額は、〇〇の例による。

改正前

(服務規律)

第八条 団員は、団長の招集によつて出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、水火災その他の災害の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところにしたがい、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

(報酬)

第十二条 団員には、次により報酬を支給する。

|      |    |   |
|------|----|---|
| 団長   | 年額 | 円 |
| 副団長  | 年額 | 円 |
| 分団長  | 年額 | 円 |
| 副分団長 | 年額 | 円 |
| 部長   | 年額 | 円 |
| 班長   | 年額 | 円 |
| 団員   | 年額 | 円 |

(費用弁償)

第十三条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により費用弁償を支給する。

水火災の場合 一回につき 円

|   |   |
|---|---|
| <p>2  前項の場合を除き団員が公務のため旅行した場合、団長については〇〇相当職、副団長については〇〇相当職とみなし費用弁償を支給する。</p> <p>3  報酬及び費用弁償の支給方法については、〇〇の例による。</p> | <p>警戒の場合 一回につき 円</p> <p>訓練の場合 一回につき 円</p> <p>2 前項の場合を除き団員が公務のため旅行した場合、団長については〇〇相当職、副団長については〇〇相当職とみなし費用弁償を支給する。</p> <p>3 報酬及び費用弁償の支給方法については、〇〇の例による。</p> |
| <p>備考 対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>   |   |

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

## 「消防団員の報酬等の基準の策定等について」のポイント (令和3年4月13日付消防庁長官通知)

○ 「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告を踏まえ、消防団員の処遇改善を推進するため発出するもの

### ① 「非常勤消防団員の報酬等の基準」の制定

#### 【基準の内容】

#### 1. 報酬の種類

年額報酬と出動報酬の2種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

#### 2. 報酬の額 ※以下の基準を踏まえ、市町村が条例で定める。

○年額報酬の額は、「団員」階級の者については36,500円を標準額とする。

「団員」より上位の階級にある者等については、業務の負荷や職責等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。

○出動報酬の額は、災害（水火災・地震等）に関する出動については1日あたり8,000円を標準額とする。

災害以外の出動については、出動の態様や業務の負荷、活動時間等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。

#### 3. 費用弁償

上記に掲げる報酬のほか、団員の出動に係る費用弁償については、必要額を措置する。

#### 4. 支給方法

報酬・費用弁償とも、団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

### ② その他(適切な予算措置、留意事項等)

○ 団員個人に対し直接支給すべき経費（報酬等）と、団・分団の運営に必要な経費（維持管理費等）は適切に区別し、各市町村において適切に予算措置すべきであること。

○ ①の基準は令和4年4月1日から適用するため、それまでに、各市町村において消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。

○ ①の基準を定めることとあわせ、条例(例)を改正するので、各市町村の条例改正にあたり参考にされたいこと。

○ 出動報酬の創設等に伴う課税関係については、国税庁と協議の上、追って消防庁から通知すること。

○ 地方財政措置については、令和4年度から、①の基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしていること。

○出雲市消防団の業務及び費用弁償に関する要綱

(平成31年出雲市告示第70号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、出雲市消防団条例(平成17年出雲市条例第305号)及び出雲市消防団規則(平成17年出雲市規則第253号)に定めるもののほか、出雲市消防団(以下「消防団」という。)が従事する業務範囲及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務の範囲)

第2条 消防団の行う業務内容は、別表第1に掲げるものとする。

(費用弁償の支給対象業務)

第3条 出雲市消防団員(以下「消防団員」という。)の費用弁償は、次に掲げる業務に支給する。ただし、活動内容等により予算の範囲内で支給するものとする。

(1) 別表第2に掲げる業務

(2) 前条に規定する業務のうち、活動内容により支給することが適当と判断される業務

(出場報告)

第4条 分団長等は、費用弁償の支給を受けようとするときは、消防団員の出場実績を分団毎等1月分に取りまとめ、出場報告書(様式第1号)により、原則として出場、参加等のあった翌月又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年 4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

|   |  |  |
|---|--|--|
| 1 | 火災の鎮圧に関する業務                                  | (1) 消火活動<br>(2) 火災発生時における連絡業務<br>(3) 火災現場における警戒(鎮火後の警戒を含む。)                                |
| 2 | 火災の予防及び警戒に関する業務                              | (1) 防火訓練、広報活動等の火災予防活動<br>(2) 独居老人宅等への個別訪問による防火指導<br>(3) 年末警戒<br>(4) 夜回り<br>(5) 花火大会等における警戒 |
| 3 | 救助に関する業務                                     | (1) 水難救助活動<br>(2) 山岳救助活動<br>(3) 交通事故等における救助活動<br>(4) 救助事故現場における警戒<br>(5) 行方不明者の搜索          |
| 4 | 地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務 | (1) 住民の避難、誘導<br>(2) 災害防除活動<br>(3) 災害現場における警戒<br>(4) 災害発生時における連絡業務<br>(5) 危険箇所の警戒           |
|   |  |  |

|   |  |   |
|---|--|---|
| 5 | 武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務 | (1) 住民への警報や避難指示等の伝達<br>(2) 住民の避難誘導  |
| 6 | 地域住民(自主防災組織等を含む。)等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務   | (1) 自主防災組織に対する協力、支援<br>(2) 応急手当の普及指導<br>(3) イベント等の警戒<br>(4) スポーツ大会等への参加を通じた防火意識の啓発<br>(5) 木遣り、音楽隊等の活動を通じた防火意識の啓発<br>(6) 老人ホーム等各種施設、団体での防火啓発 |
| 7 | 消防団の庶務の処理等の業務                              | (1) 業務計画の策定<br>(2) 経理事務<br>(3) 団員の募集<br>(4) 広報誌の発行<br>(5) その他庶務関係事務   |
| 8 | その他、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務                   | (1) 資機材の点検整備<br>(2) 消防水利確保のための草刈り等<br>(3) 操法訓練<br>(4) その他、地域の実情に応じて特に必要とされる業務   |

別表第2(第3条関係)

| 業務内容  |            | 支給対象             | 支給基準  |
|-------|------------|------------------|---|
|       | 消火活動       | 火災現場等に到着等した出場者全員 | (1) 消防長、消防署長若しくは消防団長の命令等による活動であること<br>(2) 消火活動は、火災を覚知し、鎮火するまでを1回とする<br>(3) 1回の時間は4時間とし、以後4時間毎に回数を加算する       |
|       | 火災現場における警戒 | 出場者全員            | (1) 消防長、消防署長若しくは消防団長の命令等による活動であること<br>(2) 火災現場における警戒は、火災の鎮火後、終了するまでを1回とする<br>(3) 1回の時間は8時間とし、以後8時間毎に回数を加算する |
|       | 火災原因調査     | 出場者全員            | (1) 消防長、消防署長若しくは消防団長の命令等による調査であること<br>(2) 調査日1日毎、3日間を支給上限に支給する  |
| 防火等訓練 | 文化財防火等訓練   | 出場者全員            | 出雲市消防団行事予定に計画した訓練であること  |
|       | 分団防火等訓練    | 出場者全員            | (1) 出雲市消防団行事予定に計画した訓練であること<br>(2) 出雲市消防団員以外の講師を指導者とした訓練であること<br>(3) 講師とは、常備職員又は                             |

|                        |                                       |                     |   |  |
|------------------------|---------------------------------------|---------------------|---|--|
|                        |                                       |                     | 常備職員と同等の知識と経験を有する者とする   |  |
| 火災予防活動                 | 火災予防防火パレード                            |                     | 出場者全員   |  |
|                        | 一般家庭防火診断                              |                     | 出場者全員   |  |
|                        | 地域火災予防活動                              |                     | 出場者全員   |  |
| 女性部活動                  |                                       | 出場者全員               |   |  |
| 行方不明者の捜索               |                                       | 出場者全員               | (1) 消防長、消防署長若しくは消防団長の命令等による捜索であること<br>(2) 捜索日1日毎、3日間を支給上限に支給する      |  |
| 地震発生による活動              |                                       | 出場者全員               | (1) 出雲市消防団震災対応マニュアルに基づく活動であること<br>(2) 活動日1日毎に支給する<br>(3) 支給上限は別に定める |  |
| 応急手当普及員講習              |                                       | 出席者全員               | 受講1日毎に支給する  |  |
| 応急手当普及員(消防団員)による普通救命講習 |                                       | 指導を行った応急手当普及員(消防団員) | 講習1日毎に支給する  |  |
| イベント参加による活動            |                                       | 出席者全員               | 消防本部が要請をしたものであること   |  |
| 防災訓練                   | 出雲市防災訓練                               |                     | 出席者全員   |  |
|                        | 地域防災訓練                                |                     | 出席者全員   |  |
| 訓練                     | 幹部・新入団員訓練                             |                     | 出場者全員   |  |
|                        | S-KYT訓練                               |                     | 出場者全員   |  |
|                        | 機関員訓練                                 |                     | 出場者全員   |  |
|                        | 方面隊訓練                                 |                     | 出場者全員   |  |
|                        | 火災出場訓練                                | 当日                  | 出場者全員   | (1) 出雲市消防団行事予定に計画した訓練であること<br>(2) 出雲市火災出場規則に定める第1出場、第2出場、第3出場又は境界付近等の出場を行うこと |
|                        |                                       | 前日準備                | 団本部出場者全員、分団毎に出場者2名以内  |  |
|                        | 特別教養訓練(基礎教育、初級幹部、現場指揮課程、分団指揮課程、指導員研修) |                     | 出場者全員   |  |
| 消防出初式                  | 当日                                    | 出場者全員               | 出雲市消防出初式、方面隊出初式   |  |
|                        | 前日                                    | 団本部出場者全             | 出雲市消防出初式、方面隊  |  |

|                |           |      |                                 |   |
|----------------|-----------|------|---------------------------------|---|
|                |           | 準備   | 員、方面隊毎に出場者3名以内                  | 出初式   |
| 団員の募集          |           |      | 出場者全員                           | (1) 公共施設等でチラシ配布等の団員の募集活動を行ったもの<br>(2) 各種創意工夫し、団員の募集活動を行ったもの<br>(3) 分団毎、年度毎、延べ出場者10名を支給上限とする |
| 会議             | 団本部会議     |      | 出席者全員                           | 団長、副団長、方面隊長、団長付伝令部長、女性部長等に支給する  |
|                | 分団長会議     |      | 出席者全員                           | 分団長等に支給する   |
|                | 方面隊会議     |      | 出席者全員                           | 副団長、方面隊長、分団長、副分団長、伝令部長、伝令班長等に支給する   |
|                | その他会議     |      | 出席者全員                           | (1) 消防本部が行う臨時の会議であること<br>(2) 消防本部が指定する出席者数を支給上限とする  |
|                | 総務部会      |      | 出席者全員                           |   |
|                | 警防部会      |      | 出席者全員                           |   |
| 小型動力ポンプの点検     |           |      | 1回あたり、分団各部毎に出場者4名以内             | 消防本部が要請をしたものであること   |
| 消防水利確保のための草刈り等 |           |      | 1回あたり、分団毎に出場者10名以内              | (1) 有蓋公設防火水槽周辺の草刈り等であること<br>(2) 消防本部が要請をしたものであること<br>(3) 分団毎、年度毎、延べ出場者20名を支給上限とする           |
|                |           |      | 1回あたり、分団毎に出場者10名以内              | (1) 無蓋公設防火水槽の清掃等であること<br>(2) 消防本部が要請をしたものであること<br>(3) 分団毎、年度毎、延べ出場者40名を支給上限とする              |
| 操法訓練           | 消防操法大会    | 当日   | 出場者全員                           | 方面隊が行う大会であること   |
|                |           | 前日準備 | 団本部出場者全員、分団毎に出場者3名以内            |   |
|                | 島根県消防操法大会 | 訓練   | 選手全員、選手の所属する分団の出場者全員            | (1) 島根県消防操法大会に向けた訓練期間中の訓練であること<br>(2) 支給上限は別に定める  |
|                |           | 壮行式  | 団本部出場者全員、選手全員、選手の所属する分団の出場者5名以内 |   |
|                |           | 当日   | 団本部出場者全員、選手全員、選                 |   |



|    |             |         |   |   |
|----|-------------|---------|---|---|
|    |             |         | 手の所属する分団<br>の出場者全員                          |   |
|    | 全国消防操法大会    | 訓練      | 選手全員、選手の<br>所属する分団の出<br>場者全員                | (1) 全国消防操法大会に向け<br>た訓練期間中の訓練である<br>こと<br>(2) 支給上限は別に定める |
|    |             | 壮行<br>式 | 団本部出場者全<br>員、選手全員、選<br>手の所属する分団<br>の出場者5名以内 |   |
|    |             | 当日      | 団本部出場者全<br>員、選手全員、選<br>手の所属する分団<br>の出場者全員   |   |
| 大会 | 島根県消防団体長会   |         | 出場者全員                                       |   |
|    | 島根県消防大会     |         | 出場者全員                                       |   |
|    | 中国五県消防関係者大会 |         | 出場者全員                                       |   |

様式第1号(第4条関係)

出場報告書

[別紙参照]

島根県内市町村別消防団員報酬比較

令和3年4月1日現在

| 本部簡略名      | 市町村名          | 報酬年額             |   |                  |                  |                  |                  |                  |   |  | 支給<br>単位 | 費用弁償       |                                 |                                 |                |                        |                |
|------------|---------------|------------------|---|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---|--|----------|------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------|------------------------|----------------|
|            |               | 団 長              | 副団長                                       | 分団長              | 副分団長             | 部 長              | 班 長              | 団 員              | その他   | 機 関 員  |          | 費 用<br>弁 償 | 警 戒                             | 訓 練                             | その他            |                        |                |
|            |               |                  |   |                  |                  |                  |                  |                  |   | 車 両  |          |            |                                 |                                 |                | 可 搬                    |                |
| 交付税算入額     |               | 82,500           | 69,000                                    | 50,500           | 45,500           | 37,000           | 37,000           | 36,500           |   |  |          | 1日         | 8,000                           |                                 |                |                        |                |
| 出雲市        |               | 70,000           | 副団長<br>方面隊長<br>50,000                     | 38,000           | 29,000           | 25,000           | 22,000           | 17,500           |   | 11,500   |          | 1回         | 災害出動<br>1回4H<br>3,700           | 3,700                           | 3,700          | 3,700                  |                |
| 松江市        |               | 79,000           | 副団長・<br>方面団長<br>70,000<br>方面副団長<br>65,500 | 47,000           | 42,000           |                  | 33,500           | 32,500           | 機能別団員<br>5,000  |  |          | 1回         | 災害出動<br>5,900                   | 3,000                           | 3,000          | 3,000                  |                |
| 浜田市        |               | 67,000           | 55,000                                    | 42,000           | 31,000           | 27,000           | 22,000           | 19,000           | 隊長<br>53,000<br>副隊長<br>50,000<br>音楽隊<br>12,400<br>ラッパ隊<br>2,000 | 22,400   | 12,400   | 1回         | 災害出動<br>3,600                   | 3,000                           | 3,000          | 3,000                  |                |
| 益田広域       | 益田市           | 80,000           | 56,000                                    | 38,000           | 28,000           | 24,000           | 22,000           | 20,000           |   | 12,000   | 6,000    | 1回         | 4H未滿<br>4,000<br>4H以上<br>6,000  | 4,500                           | 4,500          | 4,500                  |                |
|            | 津和野町          | 95,000           | 70,000                                    | 55,000           | 40,000           | 33,000           | 30,000           | 27,500           |   |  |          |            | 3,300                           | 3,300                           | 3,300          | 3,300                  |                |
|            | 吉賀町           | 88,900           | 68,400                                    | 50,900           | 39,500           | 33,300           | 29,500           | 27,100           |   | 消防車<br>60,000<br>積載車<br>50,000<br>車両のみ<br>20,000 |          | 1日         | 3,400                           | 3,400                           | 3,400          | 3,400                  |                |
| 安来市        |               | 70,000           | 55,000                                    | 42,000           | 36,000           | 32,000           | 28,000           | 20,000           | ラッパ隊<br>3,000   | 18,000   |          | 1回         | 2,800                           | 3,600                           | 3,000          | 3,000                  |                |
| 大田市        |               | 67,000           | 55,000                                    | 42,000           | 31,000           | 27,000           | 22,000           | 19,000           |   | 普通自動車<br>8,000<br>軽自動車<br>5,000                  | 4,000    | 1回         | 3,500                           | 3,000                           | 3,000          | 3,000                  |                |
| 江津邑智       | 江津市           | 70,000           | 53,000                                    | 39,100           | 29,900           | 24,700           |                  | 18,600           | 副部長<br>21,600   | 消防車<br>24,000<br>積載車<br>20,000                   | 13,000   | 1回         | 3,600                           | 3,600                           | 3,600          | ラッパ手当<br>3,600         |                |
|            | 川本町           | 82,000           | 62,000                                    | 47,000           | 35,000           | 29,000           | 25,000           | 22,000           |   | 消防車<br>1,400/回<br>積載車<br>700/回                   |          | 1時間        | 1,000                           |                                 | 700            | ラッパ隊<br>700/回          |                |
|            | 美郷町           | 82,000           | 62,000                                    | 47,000           | 35,000           |                  | 29,000           | 22,000           |   | 37,000   | 3,800    | 1回         | 4,000                           | 4,000                           | 3,700          | ラッパ手当<br>3,500<br>(年額) |                |
|            | 邑南町<br>雲南市    | 82,000<br>82,000 | 62,000<br>68,500                          | 47,000<br>50,000 | 35,000<br>45,000 | 29,000<br>43,000 | 25,000<br>36,500 | 22,000<br>35,500 | 5,000   |  | 14,000   |            | 1回<br>1回                        | 2,400<br>2,000                  | 2,400<br>2,000 | 3,700<br>2,000         |                |
| 雲南         | 奥出雲町          | 81,000           | 67,500                                    | 49,000           | 44,000           | 35,500           | 35,000           | 34,500           | 5,000   |  |          | 1回         | 1H~4H<br>1,000<br>4H以上<br>3,000 | 1H~4H<br>1,000<br>4H以上<br>3,000 |                | 3,000                  |                |
|            | 飯南町           | 70,000           | 56,000                                    | 43,000           | 33,000           |                  | 27,000           | 25,000           |   |  |          | 1回         |                                 | 2,000                           | 2,000          | 2,000                  |                |
|            | 隠岐の島町<br>西ノ島町 | 65,600<br>63,000 | 48,200<br>45,900                          | 37,700<br>36,300 | 29,700<br>28,500 |                  |                  | 22,800<br>21,900 | 16,800<br>14,500  |  |          |            | 1回<br>1回                        | 5,500<br>5,000                  | 5,500<br>5,000 | 5,500<br>5,000         | 3,100<br>5,000 |
| 隠岐<br>広域連合 | 海士町           | 63,000           | 45,900                                    | 36,300           | 28,500           |                  | 21,900           | 14,500           |   |  |          | 1回         | 5,000                           | 5,000                           | 5,000          | 5,000                  |                |
|            | 知夫村           | 63,000           | 45,900                                    | 36,300           | 28,500           |                  | 21,900           | 14,500           |   |  |          | 1回         | 5,000                           | 5,000                           | 5,000          | 5,000                  |                |

人口及び面積の近い市の消防団員報酬比較

| 市町村名  | 報 酬 年 額 |  |         |         |                               |        |        |  |        | 支給<br>単位 | 費 用 弁 償    |  |       |  |                                |
|---|---------|--|---------|---------|-------------------------------|--------|--------|--|--------|----------|------------|--|-------|--|--------------------------------|
|   | 団 長     | 副団長                                      | 分団長     | 副分団長    | 部 長                           | 班 長    | 団 員    | その他  | 機 関 員  |          | 費 用<br>弁 償 | 警 戒  | 訓 練   | その他  |                                |
|   |         |  |         |         |                               |        |        |  | 車 両    |          |            |  |       |  | 可 搬                            |
| 交付税算入額  | 82,500  | 69,000                                   | 50,500  | 45,500  | 37,000                        | 37,000 | 36,500 |  |        |          | 1日         | 8,000  |       |  |                                |
| 出雲市<br>人口：約175,000人<br>面積：624km <sup>2</sup>  | 70,000  | 副団長<br>方面隊長<br>50,000                    | 38,000  | 29,000  | 25,000                        | 22,000 | 17,500 |  | 11,500 |          | 1回         | 災害出動<br>1回4H<br>3,700                                    | 3,700 | 3,700  | 3,700                          |
| 鳥取市<br>人口：約185,000人<br>面積：765km <sup>2</sup>  | 82,500  | 69,000                                   | 50,500  | 45,500  | 37,000                        | 37,000 | 36,500 |  |        |          | 1回         | 災害出動<br>3,300  | 2,800 | 1,700  |                                |
| 帯広市<br>人口：約165,000人<br>面積：619km <sup>2</sup>  | 85,800  | 65,400                                   | 58,800  | 46,200  | 42,600                        | 37,800 | 30,600 |  |        |          | 1回4H       | 災害出動<br>4,500  | 4,500 | 4,500  | 4,500                          |
| 松阪市<br>人口：約161,000人<br>面積：624km <sup>2</sup>  | 120,000 | 副団長<br>方面隊長<br>80,000<br>方面副団長<br>60,000 | 50,000  | 35,000  | 32,000                        | 31,000 | 30,000 | 機械器具<br>点検<br>4,800<br>ラッパ隊<br>7,000<br>ラッパ隊長<br>3,000 |        |          | 1回         | 水火災<br>1日<br>4,000                                       |       | 操法訓練<br>500<br>他の訓練<br>3,500                             | 入校手当<br>7,000                  |
| 東広島市<br>人口：約189,000人<br>面積：635km <sup>2</sup> | 132,000 | 81,000                                   | 51,000  | 39,000  | 30,000                        | 23,000 | 22,000 |  |        |          | 1回         | 1H～5H<br>2,900<br>5H以上<br>5,800                          | 2,400 | 2,400  |                                |
| 都城市<br>人口：約160,000人<br>面積：653km <sup>2</sup>  | 190,000 | 180,000                                  | 139,000 | 121,000 | 部長<br>94,000<br>副部長<br>64,000 | 59,000 | 50,000 |  |        |          | 1日         | 災害出動<br>2H未満<br>1,000<br>2H→4H<br>2,400<br>4H以上<br>4,700 | 1,000 | 災害出動<br>2H未満<br>1,400<br>2H→4H<br>2,400<br>4H以上<br>4,700 | 4H未満<br>2,400<br>4H以上<br>4,700 |

## 出雲市消防団の階級と職務

|             | 団長                                   | 副団長  | 方面隊長   | 分団長                           | 副分団長                 | 部長                                 | 班長   | 団員     |
|-------------|--------------------------------------|--|--|-------------------------------|----------------------|------------------------------------|--|--------|
| 団本部         | 1                                    | 6  | 15   |                               |                      | 17 (伝令部長・女性部長)                     | 1 (女性部班長)                                    |        |
| 分団          |                                      |  |  | 48                            | 48                   | 130                                | 178  | 1257   |
| 団規則         | ・消防団事務の統括<br>・団員の指揮監督                | ・団長の補佐(代理)                                       | ・方面隊を統括<br>・管轄分団の指揮監督                            | ・分団を統括<br>・団員の指揮監督<br>・機関員の指名 | ・分団長の補佐(代理)          | ・職務に従事                             | ・職務に従事                                       | ・職務に従事 |
| 補足          | ・大規模災害時には、災害対策本部要員として、消防団全体の活動を指揮する。 | ・地域ごとの複数方面隊を統括し、指揮監督する。                          | ・火災第2出動では、複数分団の指揮を執る。                            | ・火災出動では、現場指揮本部に入り、活動の指揮を執る。   | ・分団三役として分団運営に携わる。    | ・部の統括<br>・伝令部長は方面隊長を補佐し、方面隊運営に携わる。 | ・部長の補佐(代理)<br>・伝令班長については分団三役に位置付けられ分団運営に携わる。 |        |
| 費用弁償要綱      |                                      |  |  | ・出場報告書の提出                     |                      |                                    |  |        |
| 分限懲戒審査会規則   | ・審査会への諮問                             | ・審査委員  | ・上申書の提出  |                               |                      |                                    |  |        |
| 準中AT補助金交付要綱 |                                      |  |  | ・推薦                           |                      |                                    |  |        |
| 車両管理要綱      |                                      |  |  | ・車両管理責任者<br>・安全運転責任者          |                      | ・車両管理者                             | ・整備責任者                                       |        |
| 各会議構成員      | ・団本部会議<br>・団幹部会議<br>・分団長会議           | ・団本部会議<br>・団幹部会議<br>・分団長会議<br>・総務・警防部会<br>・方面隊会議 | ・団本部会議<br>・団幹部会議<br>・分団長会議<br>・総務・警防部会<br>・方面隊会議 | ・分団長会議<br>・方面隊会議              | ・分団長会議(代理)<br>・方面隊会議 | ・方面隊会議                             | ・方面隊会議                                       |        |
| 県協会役員       | ・副会長<br>・理事                          | ・評議員   |  |                               |                      |                                    |  |        |

消防団員の報酬引き上げに係る予算額の試算

(円)

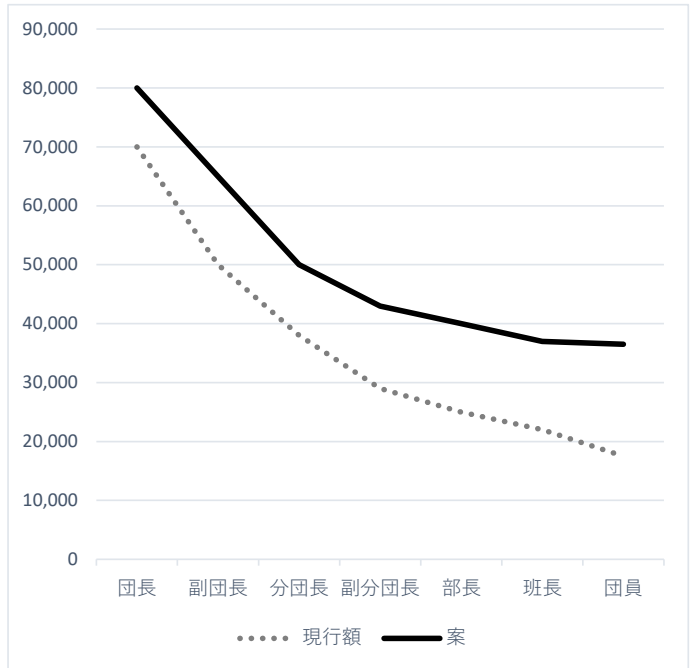
| 階級   | 条例定数  | 実人数<br>(R3.6.1) | 予算<br>人数 | R3予算額       |            |             |            |            | 報酬等改定試算額    |     |             |     |      |  |  |  |  |  |  |
|------|-------|-----------------|----------|-------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|-----|-------------|-----|------|--|--|--|--|--|--|
|      |       |                 |          | 年額報酬        |            | 出場報酬        |            | 予算額計       | 年額報酬        |     | 出場報酬        |     | 予算額計 |  |  |  |  |  |  |
|      |       |                 |          | 一人あたり<br>報酬 | 予算額        | 一回あたり<br>手当 | 予算額        |            | 一人あたり<br>報酬 | 予算額 | 一回あたり<br>手当 | 予算額 |      |  |  |  |  |  |  |
| 団長   | 1     | 1               | 1        | 70,000      | 70,000     |             |            |            |             |     |             |     |      |  |  |  |  |  |  |
| 副団長  | 21    | 21              | 21       | 50,000      | 1,050,000  |             |            |            |             |     |             |     |      |  |  |  |  |  |  |
| 分団長  | 48    | 48              | 48       | 38,000      | 1,824,000  |             |            |            |             |     |             |     |      |  |  |  |  |  |  |
| 副分団長 | 48    | 48              | 48       | 29,000      | 1,392,000  | 3,700       | 35,796,000 |            |             |     |             |     |      |  |  |  |  |  |  |
| 部長   | 147   | 147             | 147      | 25,000      | 3,675,000  |             |            |            |             |     |             |     |      |  |  |  |  |  |  |
| 班長   | 179   | 179             | 179      | 22,000      | 3,938,000  |             |            |            |             |     |             |     |      |  |  |  |  |  |  |
| 団員   | 1,397 | 1,256           | 1,306    | 17,500      | 22,855,000 |             |            |            |             |     |             |     |      |  |  |  |  |  |  |
| 計    | 1,841 | 1,700           | 1,750    |             | 34,804,000 |             | 35,796,000 | 70,600,000 |             |     |             |     |      |  |  |  |  |  |  |

## 年額報酬改定案

### 【 案 】

(単位：円)

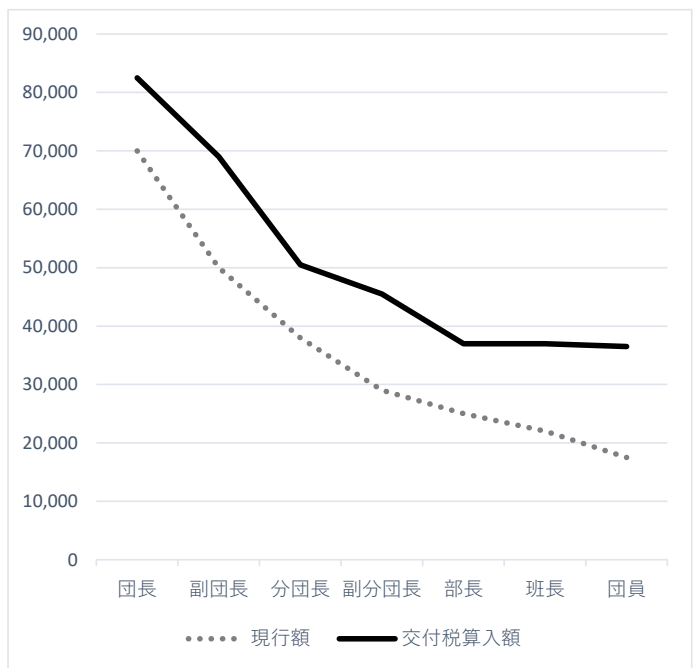
| 階級   | 現行額        | 案             | 差額         |
|------|------------|---------------|------------|
| 団長   | 70,000     | <b>80,000</b> | 10,000     |
| 副団長  | 50,000     | <b>65,000</b> | 15,000     |
| 分団長  | 38,000     | <b>50,000</b> | 12,000     |
| 副分団長 | 29,000     | <b>43,000</b> | 14,000     |
| 部長   | 25,000     | <b>40,000</b> | 15,000     |
| 班長   | 22,000     | <b>37,000</b> | 15,000     |
| 団員   | 17,500     | <b>36,500</b> | 19,000     |
| 総額   | 34,804,000 | 66,081,000    | 31,277,000 |



### 【交付税算入額】

(単位：円)

| 階級   | 現行額        | 交付税算入額        | 差額         |
|------|------------|---------------|------------|
| 団長   | 70,000     | <b>82,500</b> | 12,500     |
| 副団長  | 50,000     | <b>69,000</b> | 19,000     |
| 分団長  | 38,000     | <b>50,500</b> | 12,500     |
| 副分団長 | 29,000     | <b>45,500</b> | 16,500     |
| 部長   | 25,000     | <b>37,000</b> | 12,000     |
| 班長   | 22,000     | <b>37,000</b> | 15,000     |
| 団員   | 17,500     | <b>36,500</b> | 19,000     |
| 総額   | 34,804,000 | 65,870,500    | 31,066,500 |



出場報酬改定案

|            | 種別 (単位:円)                               |   |             |              | 理 由  |
|------------|---|---|-------------|--------------|--|
|            | 災害<br>出場                                | 警戒<br>原調<br>搜索                          | 訓練          | その他<br>(会議等) |  |
| 1案         | 8時間<br>8,000<br><br>超過<br>4時間毎<br>4,000 | 8時間<br>3,700<br><br>超過<br>8時間毎<br>3,700 | 1日<br>3,700 | 1日<br>3,700  | <p>●災害（水火災又は地震等）に関する出場報酬について、活動時間8時間までを8,000円とし、8時間を超える場合は、4時間毎に4,000円を加算し支給することが望ましい。</p> <p>理由) ①「国の基準」で示す1日当たり8,000円は、本市が現行で活動時間4～8時間に対して支給している7,400円と比較し大差はなく、妥当な額と考える。</p> <p>②長時間にわたる活動に対しては、その活動や労苦に応じた報酬を支給すべきであり、4時間毎に4,000円を加算することとした。</p> <p>●火災現場における警戒活動（火災鎮火後の警戒）、火災原因調査に係る支援活動、搜索活動については、1回8時間3,700円とし、8時間を超える場合は8時間毎に回数を加算し支給することが適当である。</p> <p>理由) ①警戒活動については、現行どおり。</p> <p>②火災原因調査及び搜索活動についても、活動が長時間に及ぶことも考えられるため、警戒活動と同等に報酬額を加算することとした。</p> <p>●訓練、会議等をはじめ、その他の出場については、報酬額を1日3,700円とすることが適当である。</p> <p>理由) ①活動時間が短いこと、予定が立てやすいこと（活動時間や開始・終了時間が事前に分かっている）、危険性が低いこと。</p> <p>②現行の手当についても、県内他市町村と比較し同等額であるため、妥当な金額と考える。</p> |
| 2案         | 8時間<br>8,000<br><br>超過<br>4時間毎<br>4,000 | 4時間<br>4,000<br><br>超過<br>4時間毎<br>4,000 | 1日<br>3,700 | 1日<br>3,700  | <p>●災害に関する出場報酬については1案と同じ。</p> <p>●火災現場における警戒活動（火災鎮火後の警戒）、火災原因調査に係る支援活動、搜索活動については、1回4時間4,000円とし、4時間を超える場合は4時間毎に回数を加算し支給することが適当である。</p> <p>理由) ①災害時の出場に比べ危険性は少ないが、夜間の活動や体力的な労苦、また、活動が長時間に及ぶことも考えられるため、相応の報酬額とすることが適当である。</p> <p>②時間を区切った交替での活動も可能なため、8時間ではなく4時間を単位とすることが適当である。</p> <p>③災害に関する出場報酬額との均衡を図り、1回4時間4,000円とし、超過した場合は回数を加算することが適当である。</p> <p>●その他の出場については、1案と同じ。</p>   |
| 前回提示案      | 8時間<br>8,000<br><br>超過<br>4時間毎<br>4,000 | 4時間<br>4,000<br><br>超過<br>4時間毎<br>4,000 | 3,000       | 2,000        | <p>●災害に関する出場報酬については1案と同じ。</p> <p>●火災現場における警戒活動（火災鎮火後の警戒）、火災原因調査に係る支援活動、搜索活動については、2案と同じ。</p> <p>●訓練、会議等をはじめ、その他の出場については、その平均的な活動時間に合わせ、出場種別ごとに報酬額を定める。</p> <p>理由) ①活動時間が短いこと、予定が立てやすいこと（活動時間や開始・終了時間が事前に分かっている）。</p> <p>②災害等の出場報酬額と均衡を図り、1時間当たり1,000円と考え、出場種別ごとの平均時間から定める。</p> <p>例) 訓練は1日3,000円（訓練時間は、概ね1回3時間）<br/>会議は1日2,000円（会議は、平均2時間程度）</p>  |
| 交付税<br>算入額 | 1日<br>8,000                             | 1日<br>3,500                             |             |              | 令和3年10月13日付け 消防庁地域防災室からの情報提供   |

県内他市町村の出場手当比較表

(令和3年4月1日現在)

| 市町村名  | 支給単位       | 出 場 手 当 (単位:円)                                     |                |       |               |       | 備 考   |
|-------|------------|--|----------------|-------|---------------|-------|---|
|       |            | 災害   | 警戒             | 訓練    | 会議            | その他   |   |
| 国の基準  | 1 日        | 8,000<br>水火災、地震等                                   |                |       |               |       |   |
| 出雲市   | 1 回        | 3,700<br>火災のみ1回4時間                                 | 3,700<br>1回8時間 | 3,700 | 3,700         | 3,700 | 火災は、1回4時間 超過の場合4時間毎に回数加算<br>警戒は、1回8時間 超過の場合8時間毎に回数加算<br>火災原因調査、捜索、地震については1日毎の支給 |
| 松江市   | 1 回        | 5,900  | 3,000          | 3,000 | 3,000         | 3,000 | 災害は、水火災、その他の災害等の防御警戒のための出動<br>災害以外は、計画に基づく警戒、訓練、会議等                             |
| 浜田市   | 1 回        | 3,600<br>災害全般                                      | 3,000          | 3,000 | なし            | 3,000 | 会議は除く   |
| 益田市   | 1 回<br>1 日 | 4時間以上 1 回 6,000<br>4時間未満 1 回 4,000<br>水火災その他の非常災害等 | 4,500          | 4,500 | 4,500         | 4,500 | 災害以外は、日額<br>その他は、出初式及び研修  |
| 安来市   | 1 回        | 3,600<br>水火災等                                      | 3,600          | 3,000 | 2,800         | なし    | 訓練については、演習を含む<br>会議は、団長が認めた幹部会  |
| 大田市   | 1 回        | 3,500<br>水火災現場に出場                                  | 3,000          | 3,000 | 3,000<br>(日額) | 3,000 | 訓練については、定例の練習又は特別訓練<br>出初式出場手当3,000円<br>会議のみ日額 (団役員会及び分団役員会)                    |
| 江津市   | 1 回        | 3,600<br>水火災等                                      | 3,600          | 3,600 | 3,600         | 3,600 | 一律3,600円<br>その他は、査察、点検、儀式   |
| 雲南市   | 1 回        | 2,000  | 2,000          | 2,000 | 2,000         | 2,000 | 一律2,000円  |
| 隠岐の島町 | 1 回        | 5,500<br>水火災                                       | 5,500          | 5,500 | 3,100         | 5,500 | 会議のみ3,100円  |



事 務 連 絡  
令和 3 年 10 月 27 日

各市町村消防団担当課 御中

島根県防災部消防総務課  
( 消 防 グ ル ー プ )

消防団員の処遇改善に係る令和 4 年度地方交付税措置の検討状況について

このことについて、消防庁特殊災害室から別添のとおり情報提供がありましたのでお知らせします。

【連絡先】

島根県防災部消防総務課  
消防グループ 主事 大谷  
TEL:0852-22-6260 FAX:0852-22-5930  
E-mail:otani-yoshiki@pref.shimane.lg.jp

事 務 連 絡

令和3年10月13日

各都道府県消防防災主管部局 御中

消防庁地域防災室

消防団員の処遇改善に係る令和4年度地方交付税措置の検討状況について（情報提供）

消防団員の処遇改善については、「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和3年4月13日付消防地第171号消防庁長官通知。以下「消防庁長官通知」といいます。）において、「各市町村においては、消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。条例については、令和4年3月末日までに改正し、同年4月1日から施行すること。予算については令和4年度当初予算から必要な額を計上すること」「出勤報酬の創設等に伴い、地方財政措置については、令和4年度から基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討すること」としていたところ。

つきましては、消防団員の処遇改善に係る令和4年度地方交付税措置の現時点の検討状況（検討段階のものであり、今後関係部局との協議の結果内容が変更となる可能性があります。）について、下記のとおりお知らせいたしますので、貴都道府県内の市町村（消防団の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含みます。）に対し周知し、消防庁長官通知を踏まえた条例改正及び予算措置が確実になされるよう、改めて必要な助言や働き掛けをお願いします。

#### 記

基準の策定等を踏まえ、以下の方向で庁内協議中である。

- ・年額報酬の単価は団員階級で36,500円とすること。
- ・現行の出動手当に係る措置を見直し、新たに出勤報酬を創設することとし、出勤報酬の単価を災害（水火災又は地震等の災害をいう。）に関する出勤については1日当たり8,000円、その他の出勤については1日当たり3,500円に設定すること。
- ・費用弁償についても別途措置すること。

|   |
|---|
| 担当：消防庁国民保護・防災部地域防災室<br>鈴木課長補佐、前田事務官<br>TEL：03-5253-7561（直通） |
|---|